

令和2年（行ウ）第455号 持続化給付金等支払請求事件

原 告

被 告 国（所管行政庁 中小企業庁）

ほか2名

証拠説明書 (1)

令和3年4月15日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告指定代理人

近 藤 元 樹



奥 江 隆 太



林 智 彦



平 林 純 一



鮫 島 大 幸



平 林 明 裕



北 島 洋 平



略称等は、準備書面の例による。

乙イ 号証	標 目 (作成者)		作成年月日	立証趣旨
1	大阪地裁平成23年9月16日判決 (大阪地方裁判所第2民事部)	写し	H23. 9. 16	給付金の給付要件について、その規定理由に合理的な根拠があり、かつ、その区別が上記理由との関連で著しく不合理なものではなく、合理的な裁量判断の限界を超えていないと認められる限り、合理的な理由のない差別とはいえず、これを憲法14条1項に違反するものということとはできないこと(30ページ)。マスクングは被告国指定代理人による。
2	地方行政委員会議事録第十七号 (衆議院)	写し	S59. 6. 21	風営法において「風俗営業」については許可制がとられている一方「性風俗関連特殊営業」については届出制がとられている趣旨。
3	地方行政委員会議事録第十三号 (衆議院)	写し	H10. 4. 28	同上
4	神戸地裁平成14年7月16日判決 (裁判所ウェブサイト)	写し	R3. 3. 24 (印刷日)	職業安定法63条2項の「公衆道徳上有害な業務」に性風俗関連特殊営業が該当するかが争われた事件の判決において、性風俗関連特殊営業が「公衆道徳上有害な業務」に該当する旨判示されていること。

以上